6　助言、指導及び勧告

厚生労働大臣は、2及び4の規定の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、助言、指導又は勧告をすることができることとした。（第三六条の六関係）

7　紛争の解決

㈠　苦情の自主的解決

事業主は、2㈡及び4㈡の事項に関し、障害者である労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関に対し当該苦情の処理を委ねる等その自主的な解決を図るように努めることとした。（第七四条の四関係）

㈡　紛争の解決の援助

(1)　都道府県労働局長は、2並びに4㈠及び㈡の事項についての紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができることとした。（第七四条の六第一項関係）

(2)　事業主は、障害者である労働者が(1)の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないこととした。（第七四条の六第二項関係）

㈢　調停

都道府県労働局長は、2及び4㈡の事項についての紛争について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会に調停を行わせることとした。（第七四条の七第一項関係）

8　精神障害者を含む障害者雇用率の設定

㈠　対象障害者

精神障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているものに限る。）である労働者の総数を算定の基礎とした障害者雇用率を設定し、事業主はその雇用する対象障害者である労働者の数がその雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならないこととした。（第四三条第一項及び第二項関係）

㈡　障害者雇用率及び基準雇用率については、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、労働者の総数に対する対象障害者である労働者の総数の割合に基づき、対象障害者の雇用の状況その他の事情を勘案して政令で定めることとした。（附則第四条関係）

9　公務員の特例

2、3、6及び7は、国家公務員及び地方公務員に、4及び5は、一般職の国家公務員（特定独立行政法人に勤務する者を除く。）、裁判所職員、国会職員及び自衛隊員に関しては、適用しないこととした。（第八五条の三関係）

10　施行期日

この法律は、平成三〇年四月一日から施行することとした。ただし、1については公布日、2から7までについては平成二八年四月一日から施行することとした。

◇精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（法律第四七号）（厚生労働省）

1　精神医療審査会の委員の構成

精神医療審査会の委員の構成について、その他の学識経験を有する者に替えて、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者を規定することとした。（第一三条第一項及び第一四条第二項関係）

2　保護者の制度の廃止

精神障害者に治療を受けさせ、及び財産上の利益を保護する等の義務を保護者に課している仕組みを廃止することとした。（第五章第一節等関係）

3　医療保護入院の整備等

㈠　医療保護入院の入院の手続

(1)　精神科病院の管理者は、精神保健指定医の診察の結果、医療及び保護のため入院の必要があると認められる場合に、精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人（以下「家族等」という。）のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができるものとした。（第三三条第一項及び第二項関係）

(2)　精神科病院の管理者は、精神保健指定医の診察の結果、医療及び保護のため入院の必要があると認められ、かつ、精神障害者の家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合において、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を都道府県知事が指定する精神科病院に移送することができるものとした。（第三四条第一項関係）

(3)　精神科病院の管理者は、必要に応じて地域援助事業者と連携を図りながら、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要な体制の整備その他の当該精神科病院における医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置を講じなければならないものとした。（第三三条の六関係）

㈡　医療保護入院の移送の手続

(1)　都道府県知事は、精神保健指定医の診察の結果、直ちに入院させなければ医療及び保護を図る上で著しく支障があると認められる場合に、本人の同意がなくてもその者を都道府県知事が指定する精神科病院に移送することができることとした。（第三四条第一項関係）

(2)　都道府県知事は、精神保健指定医の診察の結果、直ちに入院させなければ医療及び保護を図る上で著しく支障があると認めれる場合に、精神障害者の家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を都道府県知事が指定する精神科病院に移送することができるものとした。（第三四条第一項関係）

㈢　都道府県知事は、精神保健指定医の診察の結果、直ちに入院させなければ医療及び保護を図る上で著しく支障があると認められる場合に、精神障害者の家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を都道府県知事が指定する精神科病院に移送することができるものとした。（第三四条第一項関係）

㈣　退院等の請求

精神科病院に入院中の者の家族等（その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあっては、その者の居住地を管轄する市町村長）が、都道府県知事に対し、その者の退院等の請求をすることができるものとした。（第三八条の四関係）

4　良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供の確保に関する指針の策定

厚生労働大臣は、精神障害者の障害の特性その他の心身の状態に応じた良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針を定めなければならないものとした。（第四一条関係）

5　後見等に係る体制の整備

市町村及び都道府県は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとした。（第五一条の一一の三関係）

6　施行期日等

㈠　検討

政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院における移送及び入院の手